

第170回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第7号

平成30年7月3日かすみがうら市農業委員会告示第7号をもって、平成30年7月10日(火)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第170回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年7月10日(火) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 欠席	7番 貝塚 光章	8番 欠席
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

4. 欠席委員

6番 飯田 敬市 8番 井坂 孝雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	係長 永田 昌之
主任 水野谷 里子	主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

4番 外塚 孝雄 7番 貝塚 光章

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第18号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

議案審議について

議案第50号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 現況証明願の交付決定について

議案第53号 農地改良協議書に対する同意について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)

議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午後2時48分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第170回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、会議規則第4条により、6番 飯田 敬市委員、8番 井坂 孝雄委員から欠席届が提出されたおります。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、4番 外塚 孝雄委員、7番 貝塚 光章委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第18号、第19号、第20号、第21号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第50号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
12番 久松委員	<p>7月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、中山委員と鈴木委員と私、久松の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号1番は、センターより約150m北西に位置する畑2筆と、そこから約100m西に位置する畑1筆と約200m北西に位置する水田1筆、また、公園より約250m北東に位置する畑2筆の合計6筆になります。 現況はいずれもきれいに管理されておりました。申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。露地野菜や果樹・水稻を作付けする計画です。 番号2番は、のより約500m北東に位置する県道沿いの畑2筆になります。 現況はいずれもきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。ブルーベリーと梅を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願いたします。</p>

議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	はい。
議 長	どうぞ。
1番 栗山委員	さんて、農機具も何もないようだが、農業できるのかな。 の1582 - 22 は、畑の形状になってないと思う。私も、この人にゴミを捨てられて困っている。
事務局	さんの申請ですが、申請書の方には、農機具の保有状況は、耕運機が既に1台保有しているということと、軽トラックと草刈り機、今からトラクターを導入する予定ということで、資金繰りは自己資金で、約30万円で中古のトラクターを購入すると申請書には書いてあります。あと、現地調査の方なんですけど、1582 - 22は坂の上を登っていったあたりかと思うんですけど、今現在、作物は野菜が作付けされておりました。図面をお持ちしますので、確認していただければと思います。
11番 鈴木委員	きれいになっていました。
議 長	農機具のほうも多少あって、30万円のトラクタも購入予定ということですよ。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	賛成多数ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第50号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
12番 久松委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、 学校前の三叉路交差点脇で申請人が経営している自動車整備工場の裏手の畑になります。申請地は第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されておりました。申請人は既存の整備車両の置場や来客用駐車場が狭隘のためあらたに車両置き場が必要なことから今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。

	<p>番号2番は、市の 〇〇 〇〇 より約400m北西に位置し、農地区分は第2種農地と判断しました。現況は雑木が繁茂している状況で、周囲を山林に囲まれた場所でした。申請人は太陽光発電施設を設置するため、今回の申請に至りました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号3番をご覧ください。</p> <p>番号3番は、〇〇 〇〇 の西側に隣接する畑で、農地区分は第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は、自己住宅を建設する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
14番 栗原委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
14番 栗原委員	<p>2番の方の国籍はどこですか。</p>
事務局	<p>法人の代表の国籍が、登記簿と定款に書いてないので、どこの国の方かは不明です。</p>
14番 栗原委員	<p>外国人の場合は、国籍を調べておいてくれませんか。外国の方が、けっこう土地を買っているのです。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第52号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>

議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	説明いたします。図面番号4番をご覧ください。 番号1番は、 の より約500m北東に位置する県道沿いの土地になります。こちらは昭和24年から住宅敷地として利用されており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号5番をご覧ください。 番号2番・3番は、同じ場所ですので、併せて説明いたします。 郵便局より約200m北西に位置する土地になります。こちらは、平成元年頃から竹木の一部やかん木が繁茂した原野の状況となっており、現況も原野化、また、一部は山林化していることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番及び番号3番は隣接しているため、一括審議といたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番及び番号3番について、原案のとおり交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番及び番号3番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第52号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第53号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	事務局の議案の朗読及び説明が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	図面番号6番をご覧ください。 番号1番は、 の県道 線から センターへ抜ける市道の途中に位置する田になります。 工事から発生する土砂を入れ、田畑転換するための申請となります。改良後は粟を作付けする計画となっております。 同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。議案第53号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第53号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第53号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは設定の内容についてご説明いたします。 10ページをお開き下さい。今回利用権の設定は、全体で8件、面積は19,726㎡。その内新規が5件、主な作物は水稲、レンコン、果樹、野菜となります。 再設定は2件、主な作物は水稲、レンコンとなります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。
議 長	次に、「議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	13ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件、面積4,240㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>15ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成30年6月26日付けで農用地利用配分計画案の意見を求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が4件、面積12,405㎡です。所在 539、880、894については、担い手が規模縮小により新たに農地中間管理機構が農地利用配分計画を定めるため、また 985については、議案第55号の農用地利用集積計画の公告と同時施行とするための内容になります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。 以上です。</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。 (意見、質問等なし)</p>
議長	<p>次に、来月の総会は、8月10日(金)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、市川委員、栗原委員、栗山委員です。 日時は、8月2日(木)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局	<p>農地の集積・集約化推進大会の開催について 6月21日 茨城新聞記事紹介「農地の全調査」について 暑気払いの案内について 農業委員会活動意見交換会について</p>
議長	<p>ただいま、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (意見、質問等なし)</p>
議長	<p>以上を持ちまして、第170回総会を閉会いたします。 長時間にわたり慎重審議大変ご苦労様でした。 (午後2時48分閉会)</p>